**建築基準法第４２条の道路相談事前調査シート**

※相談にあたっては、相談者自身が下記「相談時必要書類」の準備及び事前調査を行った上で西北県土整備事務所建築指導課へ相談をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 計画敷地地番 | （市・町） |
| 相談道路地番 | （市・町） |

※地番と住居表示が異なる場合は両方記載してください。

⑤西北県土整備事務所建築指導課へ相談してください

1. . 都市計画区域内か？（市町へ確認）

　　　・はい　□

　　 　（②へ）

確認日　：令和　　　年　　　月　　　日

確認者　：　　　　　市　　　　　　　　課　　担当者名：

都市計画区域の施行時期　：昭和・平成　　　年　　　月　　　日

・いいえ　□

（接道要件・道路種別はありません）

1. . 幅員はいくらか？

公図幅：　　　　　　ｍ　　　　実測幅：　　　　　　ｍ

（公図幅及び実測幅４ｍ以上の場合③へ）

（公図幅又は実測幅４ｍ未満の場合⑤へ）

1. . 市町道か？（市町へ確認）

・はい　□

　　 　（市町道認定幅員が４ｍ未満の場合④へ）

　　 　（市町道認定幅員が４ｍ以上の場合⑤へ）

確認日　：令和　　　年　　　月　　　日

確認者　：　　　　　市・町　　　　　　　課　　担当者名：

認定幅員：　　　　　　ｍ

・いいえ　□

（④へ）

1. . 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都

市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法

又は密集市街地整備法による道路か？（各所管窓口へ確認）

　　　・はい　□　　　　　　　　　　　　　　・いいえ　□

（⑤へ）　　　　　　　　　　　　　　　（⑤へ）

確認日　：令和　　　年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| 西北県土整備事務所受付印 |
|  |

確認機関・担当者名：

相談者　会社名 　：

　　　　氏名　 　：

連絡先（電話番号）：

**注意事項**

【相談方法】

方法１：下記①～⑤の「相談時必要書類」をあらかじめ用意し、西北県土整備事務所建築指導課の窓口へ

方法２：西北県土整備事務所建築指導課に電話（TEL 0173-35-2117）の上、下記①～⑤の「相談時必要書類」を郵送（037-0046　五所川原市字栄町10　西北県土整備事務所　建築指導課　道路相談担当宛て）

【相談時必要書類】

1. 「建築基準法第４２条の道路相談事前調査シート」
2. 案内図：対象となる道路や敷地の位置が分かる図（住宅地図など）
3. 公図：コピー可。ただし、縮尺の変更は不可。
4. 登記事項証明書：道の部分に関する登記事項証明書（相談の対象である道に地番がついている場合）。コピー可。
5. 現況写真：道路の現況がわかる写真

※１　メールによる相談不可。

※２　「相談時必要書類」は、メール添付のPDF及びFAX送信は不可。

　　　　　PDF及びFAXの場合、公図の縮尺が変更される恐れがあるため。